

令和2年6月11日

消費者庁
消費者契約に関する検討会

長官 伊藤 明子様
座長 山本 敬三様

消費者契約法の改正を実現する連絡会

世話人 飯田 秀男 (全大阪消費者団
体連絡会)

伊藤 陽児 (愛知県弁護士会)

佐々木 幸孝 (適格消費者団体
・特定適格消費者団体
消費者機構日本)

土井 裕明 (滋賀弁護士会)

野々山 宏 (適格消費者団体
京都消費者契約ネットワーク)

藤井 克裕 (適格消費者団体
・特定適格消費者団体
消費者支援機構関西)

消費者契約に関する検討会の検討の方向性に関する意見

当連絡会は、消費者、消費者団体役員、弁護士、司法書士、研究者、消費生活相談員などの個人及び消費者団体などの団体で構成され、公正な消費者取引の実現と消費者被害の適切な予防・救済に資する消費者契約法の改正の実現に向けて活動をしている。

消費者庁は、令和元年12月から、消費者契約に関する検討会（以下、「検討会」という。）を開催し、実務的な観点からの検討を深化させるため、これまで4回にわたる議論を行っている。当連絡会は、検討会での議論のうち、これまで議論されてきた『いわゆる「つけ込み型」勧誘に関する取消権等の規律について』の検討の方向性につき、以下の通り意見を述べる。

1 消費者の判断力に着目した規定について

(1) 専門技術的研究会報告書の考え方

消費者契約法改正に向けた専門技術的側面の研究会報告書（令和元年9月）では、消費者の判断力に着目した規定について

「判断力の低下した消費者的救済をより手厚くするため、①判断力の著しく低下した消費者が、②不当な内容の契約を締結した場合には、消費者の取消権を定めることが考えられる。」

とされた上で、②の点については

「(ア) 消費者の生計に著しい支障を生じさせる契約について消費者に取消権を付与しつつ、(イ) 親族等の適当な第三者が、契約の締結に同席するなどの一定の関与をした場合には、これを考慮して取消しの可否が決まるような規律を設ける」

との考え方方が示されていた。

(2) 消費者契約に関する検討会におけるこれまでの検討

消費者契約に関する検討会では、上記の報告書の考え方を踏まえつつ以下の点が検討課題とされた。

i) 判断力が低下しているという消費者側の事情のみならず、それを事業者が知りながら勧誘しているという事業者の行為態様に関する要件も設けることについて、どう考えるか。

ii) 契約の対象を「消費者の生計に著しい支障を生じさせる契約」とする要件を設けると、救済すべき事案の救済が困難になるという指摘について、どう考えるか

iii) 第三者が関与したか否かが取消しの可否に影響する規律を設けることについては、関与した第三者に生じる責任や、悪質な事業者が濫用することへの懸念が指摘されているが、どう考えるか。

(3) 意見

ア 検討されている規定案の問題性

(ア) 検討会においては、①消費者の事情・②事業者の行為態様・③契約内容という3つの視点から、要件の検討が行われているが、現在事務局から示されている案は、①消費者の事情について「加齢又は心身の故障により判断力が著しく低下」と限定し、②事業者の行為態様について「判断力の著しい低下を知りながら勧誘」した場合に限定し、さらに③消費者の生計に著しい支障を生じさせる契約という場面に限定して、三重の限定によって、適用対象となる場面は、ほぼ公序良俗違反となるような場合と同一と言えるほどに狭められてしまつ

ている。

(イ) 例えば、検討会においては下記のような事例が取り上げられている。

一人暮らしの消費者の親族が自宅を訪ねたところ、「知らない男性に連れていかれた」と話していたので、銀行窓口に本人と共に出向いたところ、約4200万円を不動産業者に振り込んでいることが判明した。自宅から契約書面は見つからず、事業者から取り寄せたところ、3個の中古マンションを購入したことになっていた。その消費者は既に医師から認知症の診断を受けており、後見人を付けることを検討している最中だった。なお、当該事業者は、消費者の判断力不足に乗じることにより契約を締結させたとして条例に基づく是正勧告を受けていた（検討会第3回資料5、7頁 事例1-1）。

この事例では、消費者は既に医師から認知症の診断を受けている場合とされているが、軽度認知症（MCI）の広がりが指摘される中で、認知症の確定診断がない場合についても、今回の規定の適用が認められるべきことは明らかである。「①消費者の事情」という要件についてはこのことが前提とされるべきである。

また、上記事例では事業者が是正勧告を受けていることから間接的な立証が考え得るところであるが、基本的に事業者の認識を消費者側で立証するのは困難であるから、是正勧告を受けていることなどの特別な事情がない場合に、事業者が「知らなかった」と後に強弁した場合でもあっても、取消しが可能となる規定が必要となる。

さらに、上記の事案は3個の中古マンションを約4200万円で契約したという内容であるが、たまたま当該消費者に余剰資金が豊富にあれば生活に支障を来すこととはならないが、判断力の低下した消費者に締結させるべきではない契約であったことは変わらず、「生活に支障を来すか否か」という基準は全く適切でない。

イ いわゆる「つけ込み型」勧誘において、事業者の行為態様として想定されているのは、「消費者が合理的な判断をすることができない事情を不当に利用して勧誘する行為」である。

この点からすれば、客観的には事業者が消費者が合理的な判断をすることができない事情を認識していることが前提となるが、取消しを認める規定においてこのような事業者の認識を要件とすることについては、慎重な検討が必要である。

すなわち、既に検討会の中でも指摘されているとおり、一般に事業者の認識

を消費者側で立証するとは困難であるため、これを要件とすることによって、当該規定を利用して救済を図ることができなくなってしまう可能性を考慮しなければならない。特に、消費生活相談の現場でこの規定を活用する場合に困難を生じる可能性が高い。

そこで、具体的には以下の二つの検討の方向性が考えられる。

○ ①判断力の不足等についての事業者の認識を要件とせず、契約内容が客観的にみて不当な内容の契約であることから、事業者の認識を推認する方向。

○ ②事業者の認識を要件とするが、事業者が知ることができたにもかかわらず過失によって知らなかつた場合も含む方向

公序良俗違反となるような場合と同一と言えるほどに狭い現在の提案内容ではなく、この2つの方向性を検討して改正法の実現を図るべきである。

ウ ①の方向性は、既に規定された過量契約取消（消費者契約4条4項）と同様の在り方といえる。もっとも、この場合に、その対象となる契約を「消費者の生計に著しい支障を生じさせる契約」とまで限定するべきではない。

当該消費者契約を締結するか否かについて合理的な判断をすることができない事情があると推認するためには、通常であれば、そのような契約を締結する必要はないと考えられる場合で足りる。

具体的には、経済的な点に着目するのであれば、対象となる契約内容を「対価的にみて不均衡な内容」や「社会的経済的事情に照らして著しく不適当であるため、消費者の利益を阻害するものであるとき」等とすることが考えられる。

○ このような規定であれば、例えば、かんぽ生命の不適切販売事案（検討会第3回資料5、9頁 事例1－7、同参考資料4－2、5頁 事例①）のように、消費者にとって経済的合理性のない契約を結ばされた被害事案についても救済が可能となる。

なお、検討会では、「消費者の生計に著しい支障を生じさせる契約」という要件を維持しつつ、それでは救済できない場面を、過量契約取消権の同種性の要件を緩和することで対応するとの提案がなされているが、そのようなことをするのであれば、「消費者の生計に著しい支障を生じさせる契約」との要件を改めて、想定される事案が全て救済可能な規定を明文で設けるべきである。

エ ②の方向性は過失による不認識の場合を含むものの、判断力の不足等についての事業者の認識を基礎とする考え方である。

このような方向性も、単に判断力の不足を認識又は認識し得たというだけで

はなく、契約内容の不当性という要件とあわせて取消し可能となるべきことが留意されるべきである（検討会ではこの点に誤解のある意見もみられた。）。

もっとも、事業者が消費者一般ではなく、判断力の不足を認識（可能性）がある場合を前提とするのであるから、対象となる契約の内容は、「当該消費者の契約目的・動機に合致しない内容の契約」として、真に望まない契約を締結させられた場合を広く含むこととすべきである。

このような規定であれば、例えば以下のように判断力の不足等につけ込まれて不要な契約を締結させられた事例も救済可能となる。

○ スマホをあまり利用しないため、通話、データ量ともに一番安いプランを希望すると、タブレット端末とのセット契約が必要と言われた。タブレット端末は不要と断るもセット販売が必要と言われ、ヘッドホン、置き型充電器も渡された（料金説明なく無料と認識）。後で、50GBのデータ通信プランの料金が一時請求されていることがわかる。また、スマートフォントとタブレット端末は別々の契約が可能であり、置き型充電器は分割払いの有料であることも判明した（検討会第3回参考資料4-2、6頁 事例②）。

○ オ 第三者の関与が取消しの可否に影響する規律を設ける方向性については、検討会において示された内容は、内容が不当な契約であっても、第三者が関与することによって、取り消しの対象から外れるかのような内容となっており、本末転倒であるから反対である。

○ 第三者の関与についての規定を設けるのであれば、単に高齢者であるなど、それだけでは必ずしも不当とは言えない場合を含めた広い場面を想定した上で、第三者の関与がない場合には取り消すことが可能となるいうような要件構造を考えるべきである。

2 浅慮・幻惑に関する規定

(1) 浅慮に関する規定

ア 消費者庁からの提案

浅慮に関する規定として、消費者庁からは、二つの方向性が示されている。

一つ目は、勧誘の際に検討時間を制限することについては、商慣習上許容されるものもあると考えられることから（通常のタイムセール等）、合理的な判断ができないような極端な時間制限をする場合に限定するという案である。

二つ目は、付加的な要素として、例えば、検討時間の制限に加えて、消費者の不安を知っていたことを加えることで、不当勧誘行為として捉えるという案である。

イ 当連絡会の意見

(ア) 結論

一つ目の方向性を基礎として、「極端な時間制限」という狭い枠組みではなく、幅広い事案が救済されるような要件化を目指すべきである。

例えば、事業者が消費者に対し、当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をするかについての検討時間を理由なく制限し、又は事前に告げることなく直ちに契約を締結することを迫ること等によって、消費者が困惑して申込み等の意思表示をした場合には、当該消費者契約を取り消すことができる規定を設けるべきである。

(イ) 救済されるべき事例

包茎に悩んでいたため手術を受けたいと思い、インターネットであるクリニックのホームページを見つけた。料金表を見て 10 ~ 20 万円で手術ができると思いカウンセリングの予約を入れた。当日、カウンセラーから「手術をすると衛生的にも良くなるし、炎症やかゆみもなくなる。手術するのであれば早めの方がよい。明日仕事が休みならゆっくり体を休められる。今日これから手術できるがどうするか」などと言われた。また、その後の医師の診察では「皮が厚い」「ツツツツがある」「亀頭が小さいのでヒアルロン酸を 2 ~ 3 本入れた方がよい」などとだけ言われた。再びカウンセラーと 2 人で話すことになり「仮性寄りのカントン包茎だ」と言われ、ホームページで当初見ていた施術方法とは違う高額な施術方法を勧められた。併せて、「不自然な仕上がりにしないためにやった方がいい」「みんなやっている」などとヒアルロン酸注入ほか複数の追加施術を勧められ、約 100 万円の手術料金を提示された。

高額だと思ったが、自分の陰茎の状態が悪いから高額になってしまったのだろうと思い、仕方なく「手術内容確認書」の「～自らの意志により本日、手術を受けることを希望したこと間に違いありません」の欄にチェックをして契約し、当日手術を受けて帰宅した。手術後、自分が受けた手術が本当に必要だったのか、後遺症が残るのではないかととても不安になり、また、高額な契約を軽率に結んでしまったことを非常に後悔している。せめていまから手術料金の減額は可能だろうか（検討会第 3 回資料 4、14 頁以下事例 2）。

(ウ) 理由

「極端な時間制限」を要件とした場合、「極端な」という文言から、必然的に適用範囲は狭まる。

しかしながら、「浅慮」とは、本来の意思決定から注意が逸れたり、思考の範囲が狭まつたりすること、あるいは、思考力が低下するような心理状態とされている。

したがって、条文化にあたっては、消費者契約に関する検討会第2回に遠山委員が提出した資料に記載してあるように、事業者による時間制限が、不当に消費者の本来の意思決定から注意を逸らし、思考の範囲を狭めている等と評価される場合を幅広く救済可能にすべきである。

そして、商慣習上許容されている時間制限行為を不当に制約しないという観点から、具体的には、「事業者が消費者に対し、当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をするかについての検討時間を理由なく制限し、又は事前に告げることなく直ちに契約を締結することを迫る」こと等によって、消費者が困惑して申込み等の意思表示をした場合には、当該消費者契約を取り消すことができる規定を設けるべきである。

これを上記救済されるべき事例について検討する。上記事例では、契約金額が高価であることや、侵襲を伴う医療行為であり、本来、消費者が熟慮した上で決定すべき事柄である。加えて、審美的側面が強く医学的な緊急性が乏しいにもかかわらず、当日中の手術を勧めた点や、事前の申込みにはなかったオプションを追加提示して契約させた点を評価して、「検討時間を理由なく制限」したとか、「事前に告げることなく直ちに契約を締結することを迫」ったと評価することが可能である。

なお、前記の遠山委員の資料では、「検討時間の制限につき不実を告げる」ことも具体例として挙げられているものの、これについては、現行法の不実告知（消費者契約法4条1項1号）で対処可能であると考えられ、解釈の明確化のため逐条解説を改訂すべきである。

次に、不安の認識を付加するという二つ目の方向性について述べる。

二つ目の方向性を具体化していく場合には、事業者の認識を要件とすることとの均衡から、消費者庁案にあるような「極端な時間制限」のみを規制の対象とすべきという発想からは脱却し、事業者の時間制限行為を幅広に捉えていくべきである。

なお、事業者が消費者の不安を認識しているのであれば、その不安を解消するための説明等を尽くすべきである。それをしないままに検討時間の制限をすることは、通常、検討時間を理由なく制限していると評価する余地もある。

ウ 時間制限に着目するだけでは救済できない事例について

「浅慮」の状態は、検討時間の制限のみによって惹起されるものではない。と

りわけ判断力の低下した高齢者等を念頭においた場合、検討する時間が十分にあったとしても、そもそも自ら検討を行うこと自体に障害が生じ得る。例えば、事業者側が、その専門性や権威性を強調し、具体的な判断を事業者に委ねさせてしまうというケース も多くある。

時間制限に着目した規定を設けることには反対しない。しかし、これのみでは「浅慮」によって引き起こされる被害全てを対象とできていないことには自覚的であるべきであり、第一義的には不当勧誘の包括規定の創設が必要となる。

(2) 幻惑に関する規定

ア 消費者庁からの提案

幻惑に関する規定として、消費者庁からは、消費者の期待や高揚感をあおつて契約を締結させる消費者被害に対応するため、消費者の期待をあおり、正当な理由がある場合でないのに、契約を締結すれば願望が実現する旨を告げることを不当勧誘行為として捉えるという提案がされている。

イ 当連絡会の意見

(ア) 結論

基本的には、現行法4条3項3号(不安をあおる告知)によって対応は可能と考えるもの、明確化の観点から規定を設けるのであれば賛成する。

(イ) 救済されるべき事例

高校時代の仲の良い友人Dから紹介したい人がいると平成30年3月に呼び出されたところ、相手方の販売組織の上位者を紹介され、本件USBメモリの購入の勧誘を受けた。USBメモリに記録された日経225先物取引の手法にしたがって取引をすれば90%の確率で投資利益を上げることができる、損は出ないと説明だった。勧誘が4、5時間にも及び、また信頼していた友人Dから「稼げるのだから一緒に稼ごう。」と強く勧められたので、提示された契約の概要を説明する書面に署名、押印した。購入代金の58万円については、Dと相手方から消費者金融から借り入れて用意することを提案され、「借入をしてもすぐに返せる。借りた分以上の利益を出せる。」と言われたため、すぐに返済できるのであればと消費者金融3社から借り入れ、支払った。なお、第三者にUSBを紹介し、その者が実際に購入すれば、一人につき5万円支払うと言われていたが、紹介することはできなかった。

消費者金融からの借金が家族に知られ、毎月の返済の問題もあり、解約を希望したが、相手方が応じなかつたため紛争になった(20歳代前半の男

性) (検討会第2回資料、11頁 事例6)。

(ウ) 理由

このような事例や、近年被害が増えている副業や投資等で高額収入を得るノウハウを提供すると謳う情報商材では、消費者の期待や高揚感をあおる一方で、不安をあおっているとは言い難い場合がある。

しかし、正当な理由もなく期待や高揚感をあおることは、本来注意すべき価格や品質という重要事項から注意を逸らすという点では、不安をあおることと共通している。したがって、正当な理由もなく期待や高揚感をあおって消費者に申込み等の意思表示をさせた場合には、取消権を認めるべきであり、消費者庁の提案には賛成である。成年年齢引き下げが施行された場合には、若年成人を対象とした、上記のような消費者の期待や高揚感をあおる事例が増加すると考えられ、対応できるようにしておく必要がある。

ただ、例えば上記事例や情報商材被害のケースで、消費者が経済的不安を抱えていたような場合には、事業者が期待や高揚感をあおることは、消费者的不安をあおる行為と表裏一体であり、2つが区別されるのは、実際には稀ではないかと考える。

よって、基本的に、現行法4条3項3号(不安をあおる告知)によって対応は可能と考えるもの(本来、消費者の期待や高揚感をあおる場合も該当することを逐条解説に明確に記載すべきである。)、明確化の観点から、消費者庁提案のような規定を設けることには賛成する。

3 困惑類型の包括的規定を設ける方向性について

(1) 専門技術的研究会報告書の考え方

消費者契約法改正に向けた専門技術的側面の研究会報告書(令和元年9月)では、困惑類型の包括的規定について

「困惑類型(法第4条第3項)について、第1号から第8号まで類型化が図られたことを踏まえて、包括的・汎用性のある規定を設ける。」との考え方方が示された上で、上記のような規定を設ける場合には、

「各種業法における消費者保護規定等を参照するような規定を設けつつ、消費者契約法の逐条解説等によって、その対象となる範囲を明示する。」との考え方方が示された(検討会第2回資料1、25頁以下)。

(2) 消費者契約に関する検討会におけるこれまでの検討

消費者契約に関する検討会では、上記の報告書の考え方を踏まえつつ以下の点が検討課題とされた。

- i) 「要件の明確性」と「規定の汎用性」の調和という観点から、困惑に係る事業者の行為(1~8号)を類型化した上で、類型ごとに受け皿規定の創設を検討することが考えられるのではないか。
- ii) 要件の明確化という観点から、より端的に、いわゆる業法の趣旨を参酌するのではなく、業法違反を参酌することが考えられる。この点については、業法違反を契約取消しと結びつける必要性や影響について慎重に検討すべきという意見があったが、どう考えるか。

(3) 意見

ア 総論

まず、取消が可能となる不当な勧誘行為の受け皿ないし潜脱防止のための包括規定の制定の方向性を提案していることは高く評価すべきである。

次のような不当勧誘に対応するためには、被害が生じた場合に個別の手法に逐一対応するような後追い的な規定整備ではなく、予め対応を可能とする規定を設けておくことが必要である。

SNSをきっかけに知り合い、「会いたい」と言われて実際にその男性と会った。巧みな話術で気を引かれ、その人の紹介する店でアクセサリーを勧められた。断ったら嫌われてしまうかもしれないと思い、迷っていると、今度は男性の上司と称する人が現われ、契約するまでしつこく勧誘された。次第に思考力が低下していき、あきらめの気持ちも相まって契約させられてしまった(国民生活センター報道発表資料「好きになったら騙される! ? デート商法を恋愛ゲームで体験!」2019年3月7日。同様の事例として、検討会第2回参考資料2 公益社団法人全国消費生活相談員協会「いわゆる『つけ込み型』勧誘に関する取消権等の規律について—消費相談の現場から—」事例11)。

このような事例は、販売目的を隠匿して店舗に連れていきその場で商品を購入している点で特定商取引法上の訪問販売に該当すると思われるが、8日間の権利行使期間を経過すると申込の撤回はできない。また、好意の感情を不正に利用した勧誘として法第4条第3項第4号により取消ができると考えられるが、所管官庁の解釈では上記の事例で「関係が破綻することになる旨を告げること」という要件を満たすか否かについて判然としない。さらに、上司によるしつこい勧誘は、退去妨害(法第4条第3項第2号)に当たる可能性があるが、その要件を必ず満たすとまでは言い切れない。

事業者による個別ルールの潜脱を防止するためには、予め、取消が可能となる

不适当な勧誘行為の受け皿ないし潜脱防止のための包括規定の制定をしておく必要がある。

イ 困惑に係る事業者の行為（1～8号）を類型化した上で、類型ごとに受け皿規定の創設を検討するという考え方について

(ア) 被害救済の必要性

契約の拘束力を認めるべきではない不适当な勧誘行為は困惑類型にとどまるものではない。受け皿規定を困惑類型に限定した場合、次のような事例の救済が不十分であると考えられる。

動画投稿サイトで「ダイエット効果のあるサプリメント、お試し500円」という広告を見て注文した。最近、初回の商品と同じ商品が届き、商品代金約6500円の請求書が同梱されていた。注文時の最終確認画面にも高額な金額の記載はなく、定期購入が条件とも記載されていなかった（国民生活センター公表資料「相談激増！おトクにお試しだけ」のつもりが「定期購入」に！？」2019年12月19日。同様の事例として、検討会第2回参考資料2公益社団法人全国消費生活相談員協会「いわゆる『つけ込み型』勧誘に関する取消権等の規律について—消費相談の現場から—」事例5）。

結婚式場の説明を受けに2人で出向いた。結婚式場の説明を聞くのは初めてであることに加え、約5時間もの説明を聞いて疲れたところで、「今日中の契約ならこの金額だが、明日以降になると100万円は高くなる」と言われた。冷静な判断ができず、言われるがまま契約して、内金20万円を支払い帰宅した。翌日になって、契約を焦ってしまったのではないかと後悔し、夕方頃式場にキャンセルを伝えた。担当者からは「内金は返金できない」などと言われたが、契約時に口頭でのその説明は受けていない。契約書面は渡されたがキャンセル規定は確認していなかった。契約の翌日にキャンセルを伝えているので、内金を返金して欲しい（国民生活センター報道発表資料「トラブルになってからでは遅い！結婚式トラブルへの備えとは」2015年11月5日）。

スマホをあまり利用しないため、通話、データ量ともに一番安いプランを希望すると、タブレット端末とのセット契約が必要と言われた。タブレット端末は不要と断るもセット販売が必要と言われ、ヘッドホン、置き型充電器も渡された（料金説明なく無料と認識）。後で、50GBのデータ通信プランの料金が一時請求されていることがわかる。また、スマートフォンとタブレット端末は別々の契約が可能であり、置き型充電器は分割払いの有料であることも判明

した（第2回検討会資料4－2、6頁）。

ファッション雑誌の発行業者がモデルオーディションを行っているとのSNS広告を見て応募したところ、一次審査に合格したので面接に来るよう言われ、事務所に出向いた。すると担当者から、「事務所に所属して歩き方などのレッスンを受け、本格的にモデルの仕事をしないか。ファッションショーにも出してあげる。レッスン料は無料だが、マネジメント料が55万円かかる。」と勧誘された。ファッションショー出演の関係上、すぐに返事がほしいと言われ、契約書にサインしてしまったが、解約したい。（20歳代女性）（東京都「消費者注意情報」平成30年8月23日）。

こうした事例では、誤認を誘発するような説明、あるいは説明不足、長時間拘束、時間制限を告げることにより冷静な判断力を奪う手法、不意打ち的な勧誘など、様々な不当な要素が存在するが、必ずしも消費者が困惑したために契約に至るものではない。

（イ）包括規定創設に対する事業者の懸念は当たらないこと

事業者側委員からは、抽象的な規律を設けることについて、いかなる行為が取消の対象となるのか明確でない等の懸念が示されている（検討会第3回の遠山委員意見等、議事録13頁）。

この点、消費者契約法10条は、取引の多様化によって様々な条項が生まれてくることから、包括規定において、実務や裁判例の積み重ねによって拘束力を認めるべきではない不当な契約条項を廃除する規定である。

そして、消費者契約法の制定以来、同条は裁判所により適切な運営がなされており、同条の存在によって正当な取引行為が阻害されたという事実は存在しない。

（ウ）そこで、法第10条を参考として、事業者が信義則に反する勧誘方法を用いて消費者を勧誘し、当該消費者が誤認、困惑、その他当該消費者契約を締結するか否かを合理的に判断できない状況で契約した場合について、取消しができる旨の不当勧誘行為全体に対する包括規定を置くことを求める。

ウ 業法違反を参酌する方向性について

業法に違反したことを取り消の可否の判断の際に参酌する方向性には、賛成である。

株式会社A社は、ウェブサイト上のオンラインショップにおいて、ダイエット

サプリメントの販売を行っていた。ショップの注文内容ページには、「特別モニターコース」という商品名及び金額1,058円の表示が存在したが、その下に小さな文字で、「特別モニターコース」は毎月自動的に商品をお届けし、初回のお届け時のみ格安でお求めになれるコースです。」「特別モニターコースは初回お支払い額：980円、2回目以降：784円となっており、5回目お支払い時総額は32,340円となります。」との表示があった（消費者庁の行政処分公表事例、令和元年12月26日公表）。

下記ご注文内容で送信してもよろしいでしょうか？
ようしければ、一番下の「ご注文完了ページへ」ボタンをクリックしてください。

ご注文内容

商品写真	商品名	単位	数量	金額
	みのりの算算2級特別モニターコース 実	1,058円	1	1,058円
		送付		0円
		手数料		0円
		初期お支払い金額(税込)		1,058円
10%割引	0円	8%割引		1,058円

「×」は有料商品となります

＊「特別モニターコース」は毎月自動的に商品をお届けし、初回のお届け時のみ格安でお求めになれるコースです。
＊特別モニターコースは初回お支払い額：980円、2回目以降：784円となっており、5回目お支払い時総額は32,340円となります。
＊お支払はお支払方法によって毎回異なります。

＊本コースは毎月自動的に商品をお届けいたします。お届け日のお届けができない場合のご連絡はございません。
＊併せて、料金などを内訳する場合は必ず該当商品の販売者名や販売店名等が記載されていることを確認して下さい。
＊お届け料金は、お届け料金を含む場合があります。
＊お届け料金での返品は、お受けできません。
＊料金変動が発生する場合の手数料、キャッシュレス銀行手数料等を適用いたします。

(消費者庁ウェブサイトより抜粋)

この事例において、消費者庁は、事業者の行為が、顧客の意に反して通信販売に係る売買契約の申込みをさせようとする行為にあたり、通信販売に係る取引の公正及び購入者の利益が害されるおそれがあると認定した（特定商取引に関する法律第14条第1項第2号、同法施行規則第16条第1項第1号）。この規定は、業法のうちでも不適正な取引行為を規制する趣旨の規定であることから、その違反を参酌すれば、取消を可能とする方向に判断されるべきものである。

このように、不適正な取引行為を規制する業法違反の有無は、取消の可否を判断するに当たり一定程度は有用な基準となることから、これを参照して取消の可否を判断することが相当である。

ただし、参照規定を設ける場合には、業法に違反していないことをもって、取消事由に該当しない等、同規定が反対解釈されないように留意すべきであり、この点を逐条解説等で明確にすべきである。

以上